

---

# 平成30年度 東大阪市留守家庭児童育成クラブ入会のしおり

## 1 留守家庭児童育成クラブとは

留守家庭児童育成クラブ（以下「クラブ」という。）とは、放課後、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図るための事業です。本市では、公募により選定された事業者が、学校敷地内で運営しています。

## 2 対象となる児童

当該市立小学校に通学している児童で、祖父母を含む同居の保護者が次のいずれかに該当すること。

- |         |  |
|---------|--|
| ◆居宅内外労働 | クラブが開設している時間に就労していること                  |
| ◆疾病等    | 児童の放課後の適切な保護が困難であること                   |
| ◆障害等    | 児童の放課後の適切な保護が困難であること                   |
| ◆介護・看護等 | 児童の放課後の適切な保護が困難であること                   |
| ◆その他    | 就労予定・就学・出産・求職等の理由で児童の放課後の適切な保護が困難であること |

## 3 開設日時

【開設期間】 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

【開設時間】 授業のある日 放課後 ～ 午後6時30分まで  
長期休業日(土曜日を除く) 午前8時30分 ～ 午後6時30分まで  
土曜日 午前8時30分 ～ 午後5時まで

- ◆児童の退室は原則午後5時までとし、午後5時以降の時間延長を希望する場合は、保護者等のお迎えが必要です。
- ◆開設時間は学校行事等により変更となる場合もあります。
- ◆事前に希望者がいないと分かっている場合は開設しないこともあります。

## 4 クラブの休み

- ◆日曜日及び祝日
  - ◆年末年始（12月29日～1月3日）
  - ◆風水害の緊急災害発生時の場合及びその恐れのある場合（「非常変災時における学校園の防災体制について」に準ずる）くわしくは「11 非常時について」を参照してください。
-

## 5 クラブの申込みについて

### (1) 申込書類の配布

申込書類については、各クラブで配布します。また、申込書類等は市のウェブサイトからダウンロードすることもできます。

【東大阪市トップページ】 → 【子育て・教育】 → 【小・中学校】 → 【留守家庭児童育成クラブ】

### (2) 申込時に必要な書類

◆平成30年度東大阪市留守家庭児童育成クラブ入会申込書 ※ 1児童につき1枚

◆保護者の入会資格証明書類

入会希望理由	提出書類	備考
居宅内外労働	就労証明書	(別紙) 勤務先事業者が就労証明書へ記入
疾病等	診断書	「児童の放課後の適切な保護が困難であること」がわかる書類が必要
障害等	身体障害者手帳等の写し又は診断書	身体障害者手帳等の氏名及び等級が記載されたページの写しが必要
介護・看護等	介護が必要な方の診断書又は介護保険被保険者証や身体障害者手帳等の写し	「児童の放課後の適切な保護が困難であること」がわかる書類が必要 身体障害者手帳等の氏名及び等級が記載されたページの写しが必要
その他	児童の放課後の適切な保護が困難であることを証明する資料	出産の場合、母子手帳の写し等 就学の場合、在学証明書およびカリキュラム等 就学時間がわかる書類が必要

※ 祖父母を含む同居の保護者についての証明が必要です。

### (3) 申込受付

◆新年度(平成30年4月)入会申込み

申込み受付時期及び場所については、入会するクラブにより異なります。

くわしくは、市政だより2月1日号または、本市ウェブサイトをご覧ください。

【東大阪市トップページ】 → 【子育て・教育】 → 【小・中学校】 → 【留守家庭児童育成クラブ】

◆年度内途中入会申込み

クラブの定員に空きがある場合は、随時受付を行います。

くわしくは各クラブへお問い合わせください。

#### (4) 申込みにかかる注意事項

- ◆入会申込の記載内容・添付書類が事実と相違する場合は、入会決定を取り消す場合があります。
- ◆日常的に医療行為を必要とする児童は、入会できない場合があります。
- ◆児童の成長・発達や生活状況について、必要に応じて関係機関に確認をすることがあります。
- ◆お申しいただいた情報は、必要に応じて市に提供することがあります。
- ◆時間延長を利用する場合は、必ず午後 6 時 30 分までに迎えに来ていただきます。
- ◆保護者負担金等は決められた期日までに納めていただきます。2 ヶ月以上滞納した場合は、入会決定を取り消す場合があります。

#### (5) 入会決定通知について

クラブには定員がありますので、申込みが多数の時は、入会基準に基づき選考し、入会を決定します。

定員超過の場合、入会をお待ちいただくことがありますので、ご了承ください。入会の決定については各クラブよりお知らせいたします。

## 6 保護者負担金について

クラブに入会された児童については、毎月 6,500 円の保護者負担金が必要です。また、土曜日の利用を希望する場合は、別途毎月 1,000 円の負担金が必要となります。

※月の途中で入退会した場合であっても、1 ヶ月分の保護者負担金が必要です。

※生活保護受給家庭につきましては、保護者負担金の免除制度があります。

※兄弟姉妹で同一クラブを利用される場合は、保護者負担金の減免、免除制度があります。

## 7 おやつについて

日々のおやつ代・お茶代は実費負担となります。各クラブによって異なりますが、おおむね月額 2,000 円程度です。なお、アレルギーがある児童については、入会申込書にくわしくご記入ください。

## 8 保険加入

クラブ内の怪我等に対する備えとして、必ず傷害保険に加入していただきます。この傷害保険は、クラブ活動中及びクラブの行き帰りだけに適用され、その他の経路（例：クラブ→塾→自宅）については、保険は適用されません。

## 9 昼食について

給食のない日には弁当やパン等、必ず昼食を持たせてください。

---

## 10 クラブで注意すること

---

### (1) 健康管理について

クラブ生活で起こった事故・病気については応急の処置しかできません。事故・病気の場合は直ちに迎えに来てください。

### (2) 学級閉鎖・学校閉鎖について

インフルエンザ等で学級・学年閉鎖となった場合、クラブは開設しますが、当該学級・学年の児童については閉鎖期間中、感染拡大防止の観点からクラブへの出席はできません。また、下校するまでの授業時間中に学級・学年閉鎖となった当日においても、同様の観点からクラブは利用できませんので、お迎え等の対応をお願いします。

### (3) クラブへの連絡について

児童が欠席する場合は、必ず連絡帳や電話等でクラブ室まで連絡してください。

### (4) クラブの行き帰りについて

放課後児童支援員及び補助員による送迎は行いませんので、保護者は児童に十分な安全指導を徹底してください。午後 5 時以降の時間延長を利用する場合は、必ず午後 6 時 30 分までに保護者等が迎えに来てください。

---

## 11 非常時について

---

風水害等の緊急災害の恐れのあるときは、次のとおりクラブが休みになることがありますので、必ず児童を保護できる手立てを決めてください。

- (1) 台風に伴う警報（暴風・大雨・洪水いずれか 1 つでも）または、特別警報（大雨・暴風・地震等いずれか 1 つでも）が発令された場合は、クラブは休みになります。
- (2) 風水害等の緊急のときは、小学校の処置に従い閉鎖いたします。
- (3) クラブ活動中において風水害等の緊急事態が発生した場合は、緊急連絡先に連絡しますので、直ちに迎えに来てください。

---

## 12 その他

---

クラブを利用する児童及び保護者は、クラブ及び小学校のきまり等に従ってください。

お問い合わせ